

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）事業計画

(1) 事業活動基本方針

【第一 基本方針】

(公益社団法人としての事業活動)

- 1 法人会は公益社団法人としての自覚と責任の下、健全な納税者団体として、税知識の普及をはじめとする公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展、地域への貢献を高める。
昨今の社会経済活動は、新型コロナウイルス感染症のため、ニューノーマルへと変化した。ウイズコロナ、アフターコロナの時代にあって、激変する情報技術に留意しつつ、スピード感をもって諸事業を展開する。

(会員の交流促進)

- 2 本部・支部の各種事業を通じ、会員相互の交流を密にするとともに、その中から会員間の新たな事業連携の創出を図る。

(税制・税務の研究と税負担の合理化)

- 3 税制・税務の研究を深め、広く税知識の普及に努めるとともに、公正な税制の実現と税負担の合理化のため、関係当局に対し強力な要望を行う。

(税務行政への協力)

- 4 税務当局との相互信頼に基づき、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度の運用に寄与する。

(自計主義の徹底)

- 5 企業経営の合理化を促進し、税務における自主申告体制を強化するため、企業自身による誠実な記帳の徹底等税務コンプライアンスの確立に努める。

(健全な企業経営の推進)

- 6 企業経営の健全な発展を期し、企業経営の合理化、生産性の向上を図るため、経営・経理に関する研究・指導を行う。

【第二 重点実施事項】

1 会員活動の質的向上を図る。

会員は、誠実・適正な税務処理・申告を行うことに努め、明るい社会を建設するため、法人会の行う各種事業に積極的に参加し、会員同士の交流を深める。

2 会員のさまざまなニーズに応える。

法人会は、会員の様々なニーズを的確にとらえ、本部・支部による各種共益事業の充実を図る。会員動向の把握を目的として支部組織の強化・充実を実施するとともに、本部・支部間の意思疎通を図りつつ会員の拡大に努める。

3 法に基づく経営。

経営の透明化を図るため、経営にかかわる法律知識の普及に努める。

4 基本的な税知識の普及。

税に関する知識の普及を図り、会員が税に関し不利益をこうむることのないように努める。

5 適正、有利な税制の確立に努める。

合理的な税制を研究し、企業にとって適正、有利な税制の確立に努める。とりわけ、中小企業関連税制の充実を目指す。

6 税務申告内容の自主点検を奨励する。

企業会計および税務会計上の適正性を確保するため、申告内容の自主点検を奨励する。

7 正しい源泉徴収事務の普及。

給与所得に関する企業による源泉徴収事務が間違いなく処理できるよう、正しい所得税の源泉徴収手続きの普及を図る。

8 納税者の不服を解消する。

相互信頼に基づき明るい税務行政の推進に協力し、納税者の不満顕在化を回避するよう努める。

9 租税教育を推進する。

次代を担う小・中学生に、財政や租税の意義・役割を理解させるとともに、適切な納税の重要性の啓発に努める。「こどもフリーマーケット」・「絵はがきコンクール」等の租税教育を実践する。

10 e-Taxの普及推進。

納税事務の効率化促進のため、関係諸団体とともにe-Taxの普及推進に努める。

11 企業経営の健全化を図る。

企業の発展に資するため、税務、法律等に関する個別相談室を開設するほか、各種研修会等を通じ、経営情報の普及および経営知識の高度化を目指す。税務については税理士会との協調を図る。

12 福利厚生事業の推進。

法人会の福利厚生事業では、経営者大型保障制度などの保険・保証制度を導入し、会員企業および経営者の安心・安全を守るとともに、見学会等の事業により会員および従業員の福利厚生制度の充実を図る。

13 地域への貢献に努める。

法人会は公益社団法人として、地域社会に貢献するため、自ら公益事業を行うほか、地域の実施する事業へも協賛、参加する。

14 広報活動・対外発信を充実させる。

会員相互の連携を密にする為に、本部・支部の活動を広く紹介するため、機関誌「中法ニュース」による広報活動を充実させるほか、ホームページ等を通じた各種情報の発信により、広く社会に法人会の情報発信力を向上させる。

15 税経研修センターの有効利用を図る。

主催事業を展開する主要会場として当センターを活用するとともに、会員の情報交換、異業種交流の場所（「会館」）として有効利用する。地元企業支援、地域貢献の観点からも当センターの活用を図る。公益団体への優遇にも配慮する。

